

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案 説明資料

令和8年度当初予算案 **392億**円 (358億円) ※()内は前年度当初予算額

令和6年度支給実績： 18,840 件

労働特会		子持特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

※中小企業事業主のみ対象（出生時両立支援コース、育休中等業務代替支援コースを除く）。国（都道府県労働局）で支給事務を実施
 ※支給額・加算措置の下線が新規・拡充箇所
 ※このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに0.4億円（0.8億円）を計上

加算措置／加算額

<出生時両立支援コース>

- ①**男性の育児休業取得**
1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 **10万円**加算
- ②**男性育休取得率の上昇等**
第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 **15万円**加算

<育休中等業務代替支援コース>

プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。

- ①**育児休業中の手当支給**
業務代替手当の支給額を4/5に割増
- ③**育児休業中の新規雇用**
代替期間に応じた支給額を割増
最大99万円

- ・最短：7日以上：11万円
- ・最長：1年以上：99万円

育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合
 ①～③に**10万円**加算（1か月以上の場合のみ）

<柔軟な働き方選択制度等支援コース>

障害や医療的ケアを要する子を持つ労働者を対象に、制度利用の期間を子が18歳になる年度末まで引き上げた場合 **20万円**加算
 対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 **20万円**加算

<各コース共通>

育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、**2万円**加算
 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数
 ※各コースごと1回限り。

環境整備加算 **10万円**加算

➢ 雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合

有期雇用労働者加算 **10万円**加算

支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）

①**男性の育児休業取得（旧第1種）**

- 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始 **1人目 20万円**
2～3人目 10万円

②**男性育休取得率の上昇等（旧第2種）**

- 申請年度の前年度を基準とし、男性育休取得率（%）が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等 **60万円**

- ①**育休取得時 30万円** ※無期雇用者、
- ②**職場復帰時 30万円** 有期雇用労働者各1人限り

- ①**育児休業中の手当支給 最大140万円**
（「休業取得時」30万円＋「職場復帰時」110万円）
・業務体制整備経費
1人目20万円（社労士委託なしの場合6万円）
・業務代替手当：支給額の3/4
※上限10万円/月、法に基づく育休期間終了まで

- ②**育短勤務中の手当支給 最大128万円**
（「育短勤務開始時」23万円＋「子が3歳到達時」105万円）
・業務体制整備経費
1人目20万円（社労士委託なしの場合3万円）
・業務代替手当：支給額の3/4
※上限3万円/月、子が3歳になるまで

- ③**育児休業中の新規雇用 最大81万円**
代替期間に応じた以下の額を支給
・最短：7日以上：9万円
・最長：1年以上：81万円

※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間

- 制度を3つ導入し、対象者が制度利用 **20万円**
- 制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用 **25万円**
（※）柔軟な働き方を実現するための措置
・子の看護等休暇制度有給化支援
制度導入時 **30万円** ※1事業主5人まで

- ①**介護休業 取得・復帰：40万円**（※5日以上。15日以上取得・復帰で60万円）
- ②**介護両立支援制度** ※20日以上利用。（）は60日以上利用。
制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用 **20万円（30万円）**
制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用 **25万円（40万円）**
- ③**業務代替支援** ※5日以上利用。（）は15日以上取得・利用の場合
介護休業中の新規雇用等 **20万円（30万円）**
介護休業中の手当支給等 **5万円（10万円）**
短時間勤務中の手当支給等 **3万円**（※15日以上利用の場合のみ）
- ④**介護休暇制度有給化支援** 制度導入時 **30万円（50万円）**（）は年10日以上の場合

コース名／コース内容

出生時両立支援コース

48.2億円 (33.8億円)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始
 ※支給額欄②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象

育児休業等支援コース

29.6億円 (33.6億円)

育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰

育休中等業務代替支援コース

277.7億円 (266.3億円)

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施
 ※支給額欄①②について労働者数の要件撤廃。③について常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主を支給対象。

柔軟な働き方選択制度等支援コース

17.5億円 (12.1億円)

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

介護離職防止支援コース

18.2億円 (11.9億円)

「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

育児休業

育児期の働き方

介護との両立

キャリアアップ助成金

令和8年度当初予算案 1,022億円 (1,025億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円 (60万円)	40万円 (30万円)
無期→正規：	40万円 (30万円)	20万円 (15万円)

- ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 - 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用
- 上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円 (67.5万円)
- ②有期→無期： 45万円 (33万円)
- ③無期→正規： 45万円 (33万円)

- ①3%以上4%未満： 4万円 (2.6万円)
 - ②4%以上5%未満： 5万円 (3.3万円)
 - ③5%以上6%未満： 6.5万円 (4.3万円)
 - ④6%以上： 7万円 (4.6万円)
- 上限人数：100人

1事業所当たり **60万円** (45万円)
1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり **40万円** (30万円)
1事業所当たり1回のみ

60万円 (45万円) <75万円> (※)

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等/加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **20万円** (15万円)
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **40万円** (30万円)
- 非正規雇用労働者の情報開示加算【新設】
1事業所当たり **20万円** (15万円)

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり **20万円** (15万円)
- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり **20万円** (15万円)

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円** (12.6万円)

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
 ①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

